



那覇みらい支援学校の通学区域、障害の種類及び程度について

○県立那覇みらい支援学校には、通学区域があります。受け入れる障害の種類も決まっており、知的障害、肢体不自由、病弱の3障害種となります。また、受け入れる障害の程度についても学校教育法施行令第22条の3により基準が設けられています。

通学区域

○沖縄県立特別支援学校の通学区域は、「沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校通学区域に関する規則」による。

知的障害教育

- ・那覇市（那覇市立松城中、石田中、真和志中、神原中、那覇中、上山中、首里中、仲井真中、寄宮中、古蔵中及び鏡原中学校校区に限る）
- ・豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域に限る）

肢体不自由・病弱教育

- ・那覇市（那覇市立石田中、仲井真中、寄宮中、古蔵中、神原中、上山中、鏡原中、小禄中、金城中及び那覇中学校区域（那覇市立那覇中学校区域にあたっては、那覇市立若狭小学校及び那覇小学校区域に限る）
- ・豊見城市（豊見城市立とよみ小学校区域に限る）

対象となる障害の種類及び程度

- 「特別支援学校の障害の程度」については、「**学校教育法施行令第22条の3**」による。
- 「特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の障害の種類及び程度」については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について25文科初第756号平成25年10月4日文部科学省初等中等教育局長通知」による。
- 病弱については、「沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則」より、小児慢性特定疾病にかかっている児童生徒であって、医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能である者に限る。

特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)

知的障害	【知的特別支援学校】 一.知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二.知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由	【肢体不自由特別支援学校】 一.肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二.肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱	【病弱特別支援学校】(含:身体虚弱者) 一.慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二.身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの